

# 放送番組の製作取引に関するヒアリング の結果について（1）

---

平成20年3月7日

「放送コンテンツの製作取引の適正化の促進に関する検討会」  
事務局説明資料

## 目次

1	ヒアリング調査概要	・・・	2
2	下請法・独占禁止法に関連すると考えられる事例	・・・	3
	(1) モデル契約（契約見本）の周知状況について		
	(2) 下請法の適用対象について		
	(参考) 下請法における罰則・勧告	・・・	4
	(参考) 独占禁止法について	・・・	5
	(参考) 独占禁止法について(優越的地位の濫用等)	・・・	6
	(3) 具体的事例		
	① 書面の作成、交付、保存義務	・・・	8
	② 支払い遅延	・・・	10
	③ 下請代金の減額	・・・	11
	④ 買ったたき（番組単価の引下げ）	・・・	12
	④ 不利益な取引条件の設定・変更（買ったたき、不当な経済上の利益の提供要請）	・・・	13

# 1 調査の概要

## (1) 調査対象

合計 28社 (内訳:在京 9社、それ以外の地域 19社)

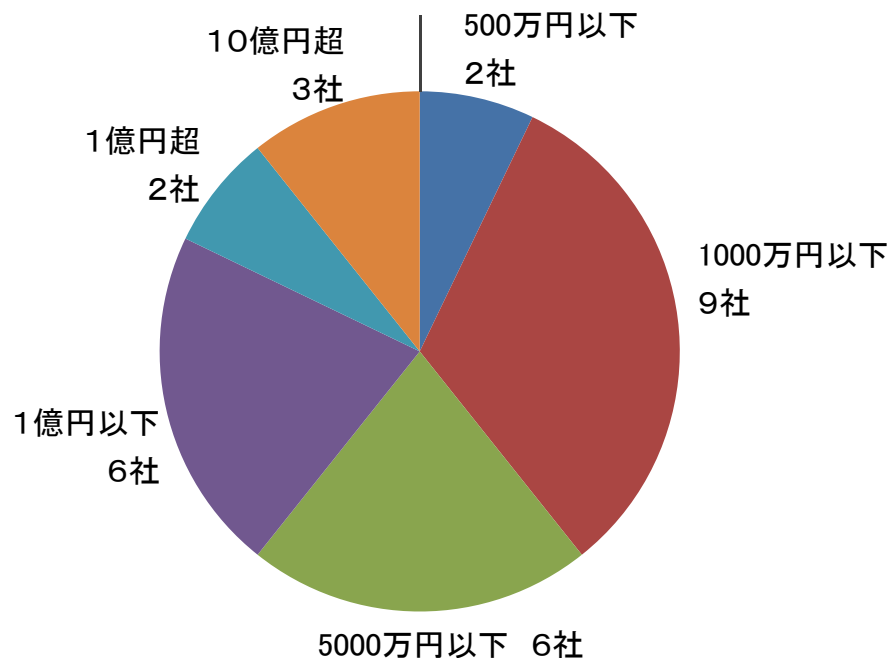
## (2) 調査方法

・直接訪問の上、面接してヒアリング(各1~2時間)

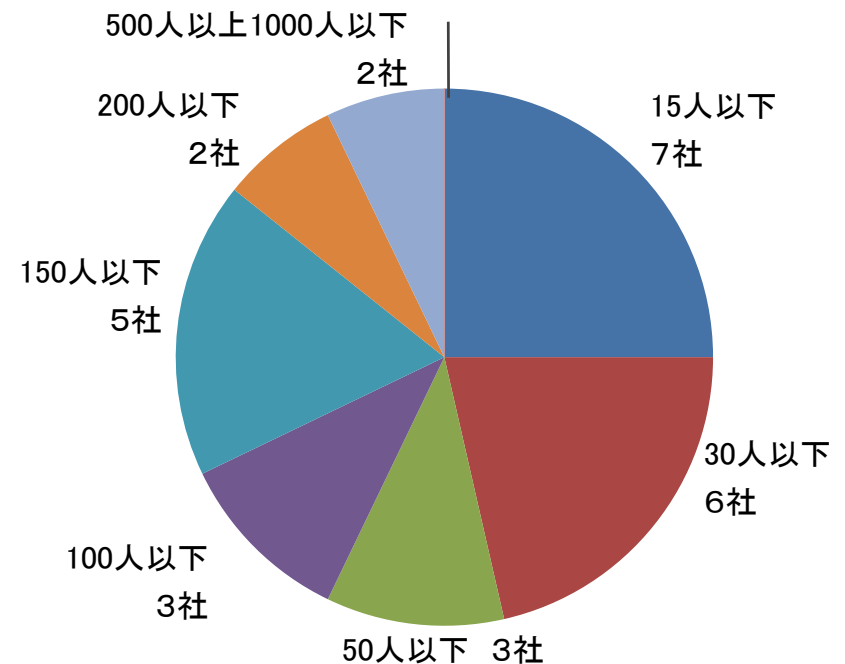
## (3) ヒアリング項目

・第1回会合資料のうち、①適用対象、②下請法罰則・勧告対象、③独禁法ガイドラインを配付した上で、各社の実態についてヒアリング。

<資本金別>



<従業員数別>



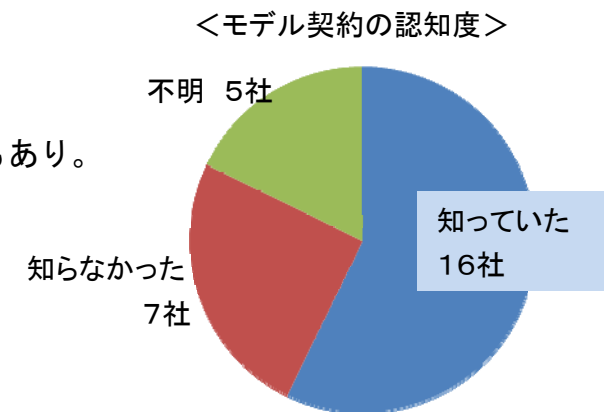
## 2 下請法・独占禁止法に関連すると考えられる事例

### ○モデル契約(契約見本)の周知状況について

- **モデル契約**(「放送番組の制作委託に係る契約見本(契約書の必要事項)」(平成16年3月26日ブロードバンド時代における放送番組制作に関する検討会))及び各放送局が自主的に策定・公表している契約ガイドラインについて、番組製作会社が知っていたか。
- それらについて、放送事業者側から番組製作会社に対して説明が行われたことはあるか。

#### ○状況

- ・ 今回ヒアリングを行った28社中、「モデル契約」の存在を認識していた社は、16社。
- ・ 地域によっては、放送局が、製作会社を集めて、「モデル契約」等の周知を実施した例もあり。



### ○下請法の適用対象について

#### ＜事例＞

A番組製作会社が、放送事業者の子会社であるB番組製作会社との間で、番組制作委託(孫請け)の交渉を進めていた。A社からB社に、発注書・契約書の交付を求めたところ、「うちは子会社なので、下請法の対象外」との説明を受け、書面の交付を拒否された。

#### 1 関連する条文

○下請代金支払遅延等防止法 第3条第1項(発注書面の交付義務)

#### 2 解説

下請法上、番組制作事業者あてに発注する子会社が、下請法の定める親事業者より小規模であっても、親事業者と当該子会社が、支配関係にある場合には、「親会社と同等とみなされる」とされており、親事業者自らが下請会社に発注せず、その子会社を介在して下請会社に発注する場合も、下請法の適用がある。

(参考) 放送事業者が親会社で、子会社が番組制作会社の場合の間の取引について親子会社間の取引であっても、下請法上、明確にその適用が除外される、ということはない。しかし、親会社の子会社の議決権の50%超を所有するなど、実質的に同一会社内での取引とみられる場合は、運用上は問題とされないという考え方もあるところである。

## (参考) 下請法における罰則・勧告

### 「罰則」の対象:

50万円以下の罰金(刑事罰)

- ・ 発注書面の交付義務(第3条第1項)に違反した場合
- ・ 取引に関する書類の作成・保存義務(第5条)に違反、もしくは、虚偽の書類を作成した場合
- ・ 取引に関する報告(第9条第1項～第3項)をしない、もしくは、虚偽の報告をすること、又は、立入検査拒否、妨害、忌避した場合

### 「勧告」の対象:

- ・ 受領拒否(第4条第1項第1号):  
注文した物品等の受領を拒むこと
- ・ 下請代金の支払遅延(第4条第1項第2号):  
下請代金を受領後60日以内に定められた支払期日までに支払わないこと
- ・ 下請代金の減額(第4条第1項第3号):  
あらかじめ定めた下請代金を減額すること
- ・ 返品(第4条第1項第4号):  
受け取ったものを、返品すること
- ・ 買ったたき(第4条第1項第5号):  
類似品等の価格又は市価に比べて著しく低い下請代金を不当に定めること
- ・ 購入・利用強制(第4条第1項第6号):  
親事業者が指定する物・役務を強制的に購入・利用させること(購入・利用強制)
- ・ 報復措置(第4条第1項第7号):  
下請事業者が親事業者の不公正な行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、その下請事業者に対して、取引数量の削減・取引停止等の不利益な取扱いをすること
- ・ 割引困難な手形の交付(第4条第2項第2号):  
一般の金融機関で割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること
- ・ 不当な経済上の利益の提供要請(第4条第2項第3号):  
下請事業者から金銭、労務の提供等をさせること
- ・ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し(第4条第2項第4号):  
費用を負担せずに注文内容を変更し、又は受領後にやり直しをさせること
- ・ 有償支給原材料等の対価の早期決済(第4条第2項第1号)(役務提供の場合は除く):  
有償で支給した原材料等の対価を、当該原材料等を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に相殺したり支払わせたりすること

## (参考) 独占禁止法について

○昭和二十二年法律第五十四号(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)(昭和二十二年法律第五十四号)

第2条 9 この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。

- 一 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。
- 二 不当な対価をもつて取引すること。
- 三 不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強制すること。
- 四 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。
- 五 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。
- 六 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、そそのかし、若しくは強制すること。

第19条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

第20条 前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第8章第2節に規定する手続に従い、当該行為の差止め、契約条項の削除その他当該行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

○不公正な取引方法(昭和五十七年六月十八日 公正取引委員会告示第十五号)

排他条件付取引

11 不当に、相手方が競争者と取引しないことを条件として当該相手方と取引し、競争者の取引の機会を減少させるおそれがあること。

拘束条件付取引

13 前二項に該当する行為のほか、相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。

優越的地位の濫用

14 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。

- 一 継続して取引する相手方に対し、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。
- 二 継続して取引する相手方に対し、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
- 三 相手方に不利益となるように取引条件を設定し、又は変更すること。
- 四 前三号に該当する行為のほか、取引の条件又は実施について相手方に不利益を与えること。
- 五 取引の相手方である会社に対し、当該会社の役員(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第2条第三項の役員をいう。以下同じ。)の選任についてあらかじめ自己の指示に従わせ、又は自己の承認を受けさせること。

# (参考)独占禁止法について(優越的地位の濫用等)

## ○ 役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針

平成10年3月17日 公正取引委員会  
(平成16年3月31日改定)

(注1) 情報成果物とは、下請法に定める次に掲げるものをいう。

② 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの 例:テレビ番組、テレビCM、ラジオ番組、ラジオCM、映画、アニメーション

### 第1 優越的地位の濫用規制についての基本的考え方

### 第2 委託者による優越的地位の濫用行為

#### 1 代金の支払遅延

#### 2 代金の減額要請

#### 3 著しく低い対価での取引の要請

#### 4 やり直しの要請

#### 5 協賛金等の負担の要請

#### 6 商品等の購入要請

#### 7 情報成果物に係る権利等の一方的取扱い

##### (1) 考え方

情報成果物が取引の対象となる役務の委託取引にあつては、受託者が作成した成果物について、受託者に著作権が発生したり、受託者にとって特許権、意匠権等の権利の対象となることがある。また、受託者が当該成果物を作成する過程で、他に転用可能な成果物、技術等を取得することがあり、これが取引の対象となる成果物とは別の財産的価値を有する場合がある。

このような役務の委託取引において、取引上優越した地位にある委託者が、受託者に対し、当該成果物が自己との委託取引の過程で得られたこと又は自己の費用負担により作成されたことを理由として、一方的に、これらの受託者の権利を自己に譲渡(許諾を含む。以下同じ。)させたり、当該成果物、技術等を役務の委託取引の趣旨に反しない範囲で他の目的のために利用すること(二次利用)(注14)を制限する場合などには、不当に不利益を受託者に与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題を生じやすい。

しかしながら、このような場合に、成果物等に係る権利の譲渡又は二次利用の制限に対する対価を別途支払ったり、当該対価を含む形で対価に係る交渉を行っているとき認められるときは、優越的地位の濫用の問題とはならない。ただし、このような場合であっても、成果物等に係る権利の譲渡等に対する対価が不当に低い場合や成果物等に係る権利の譲渡等を事実上強制する場合など、受託者に対して不当に不利益を与える場合には、優越的地位の濫用として問題となる。

(注14) 二次利用としては、例えば、以下のような場合がある

- ①委託者からの発注により、受託者が地上放送用に制作したテレビ番組を、ビデオ化して販売する場合
- ②委託者からの発注により、受託者が劇場映画用に制作したアニメーションを、インターネットにより配信する場合 他

## (参考)独占禁止法について(優越的地位の濫用等)

### (2)独占禁止法上問題となる場合

#### ア 情報成果物の権利の譲渡

- ①受託者に権利が発生するにもかかわらず、当該成果物が委託者との委託取引の過程で得られたこと又は委託者の費用負担により作成されたことを理由として、一方的に当該成果物に係る著作権、特許権等の権利を委託者に譲渡させる場合
- ②受託者に権利が発生する場合において、二次利用による収益配分を条件として、著作権等の権利を委託者に譲渡したにもかかわらず、二次利用の管理を行う委託者が受託者からの二次利用の要請・提案に対して、合理的な理由がないのに応じない場合

#### イ 情報成果物の二次利用の制限等

- ①受託者に権利が発生し、委託者には権利が発生しないにもかかわらず、委託者が、自らに又は自らにも権利が発生すると主張しこれを前提として、受託者との間で、一方的に当該成果物の二次利用の収益配分などの取引条件を取り決める場合、又は二次利用を制限する場合
- ②受託者に権利が発生する場合において、委託者が、当該成果物が委託者との委託取引の過程で得られたこと又は委託者の費用負担により作成されたことを理由として、受託者に対し、一方的に当該成果物の二次利用の収益配分などの取引条件を取り決める場合、又は二次利用を制限する場合
- ③受託者に権利が発生する場合において、受託者が、委託者が提示する成果物作成の対価に加えて、当該成果物の二次利用による収益配分の条件も考慮して当該成果物の作成を受託したにもかかわらず、二次利用の管理を行なう委託者が受託者からの二次利用の要請・提案に対して、合理的な理由がないのに応じない場合

#### ウ 受託者が情報成果物を作成する過程で発生した取引対象外の成果物等の権利の譲渡及び二次利用の制限等

受託者が取引対象である情報成果物を作成する過程で生じた当該成果物以外の成果物等について、受託者に権利が発生する場合において、委託者が上記ア及びイと同様の行為を行う場合

### ○ 下請取引適正化推進講習会テキスト

平成19年11月 公正取引委員会・中小企業庁

#### 1 下請代金支払遅延等防止法の内容

##### (1) 本法制定の趣旨

下請取引における下請代金の支払遅延等の行為は、独占禁止法の不公正な取引方法のうち優越的地位の濫用行為に該当し、同法第19条の規定に違反するおそれがある行為であるが、同法により規制する場合は、当該行為が「取引上優越した地位を利用したものかどうか」、「不当に不利益なものかどうか」を個別に認定する必要がある。この認定は、最終的には、同法の審査審判手続によって行われることになるが、この手続によるときは、相当の期間を要し問題解決の時機を失するおそれがある上、親事業者と下請事業者との継続的取引関係をむしろ悪化させる要因となる場合もあり、結果として下請事業者の利益にならないことも考えられる。

また、下請取引の性格上、下請事業者が親事業者の違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に申告することは、余り期待できない。

したがって、下請事業者の利益を確保するためには、独占禁止法の違反事件処理手続とは別の簡易な手続が必要であるとの考えから、下請代金支払遅延等防止法(以下「本法」という。)が、昭和31年に独占禁止法の特別法として制定された。

すなわち、本法は、適用対象を明確にするとともに、優越的地位の濫用行為及び違反行為の排除措置の内容を具体的に法定するなど独占禁止法に比較して簡易な手続を規定し、迅速かつ効果的に下請事業者の保護を図ろうとするものである。



## 2 下請法・独占禁止法に関連すると考えられる事例

### ① 書面の作成、交付、保存義務

<事例>

- 発注の時点で、書面が交付されることは少ない。(在京の社を除く。) 多くの場合、後付けで、放送後等に送付される。
- 書面が交付される場合も、ほとんどが「発注書」のみであり、金額等の記載がないことも多い。
- 金額については、口頭で告げられることが多く、納入後に製作会社側から確認するまで連絡がないこともある。

#### 1 関連する条文

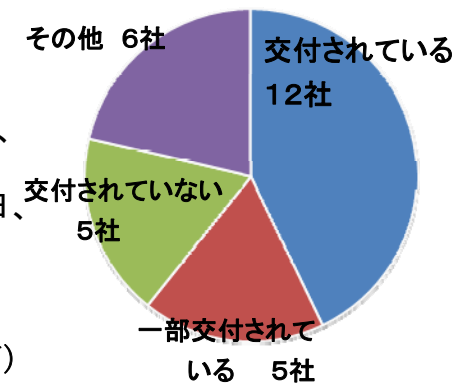
- ・ 「下請代金支払遅延等防止法」第3条第1項(発注書面の交付義務)、同第5条(書類等の作成及び保存)

#### 2 解説

- 上記条文では「親事業者は、発注に際して公正取引委員会規則に定める事項(下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項)を記載した書面を下請事業者に交付する義務がある」とされている。上記規則では、具体的記載事項とは、①親事業者及び下請事業者の名称、②委託をした日、③下請事業者の給付の内容、④給付を受領する期日、役務が提供される期日又は期間、場所等、⑤下請代金の額、⑥下請代金の支払期日等と規定されている。  
(→ 発注書面の記載内容については、「放送番組の制作委託に係る契約見本(契約書の必要事項)」(平成16年3月26日ブロードバンド時代における放送番組制作に関する検討会)の記入内容にも留意。※次頁)
- また、同規定では、3条書面の具体的記載事項のうち、「その内容が定められないことにつき正当な理由がある場合は記載を要しないこととし、この場合には、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を交付しなければならない」とされている。  
「放送番組の作成委託において番組の具体的な内容が確定していない場合」は「正当な理由があると認められる場合」に当たると解されているが、一方、「書面が定められない理由及び内容を定めることとなる予定期日を当初書面に記載しなければならない」及び「当初書面に記載されていない事項について、その内容が確定した後は、直ちに、当該事項を記載した書面(補充書面)を交付する必要がある、遅くとも納入日までには交付しなければならない」とされている。(参考:『下請取引適正化推進講習会テキスト(H19公正取引委員会・中小企業庁)』)

→ 上記のような事例のうち、そもそも発注書が交付されていない事例は、明らかに下請法違反に該当するといえる。  
また、発注書が交付されていても、金額等が記載されておらず、それらを定められない理由や定める予定期日の記載もない場合は、要件を満たした書面とはいえないおそれがある。納入後、放送後になっても、当該事項を記載した書面が交付されていない場合は下請法違反(罰則)に該当するおそれがある。

<書面交付の有無>



<参考コメント>「書面が送られてくるのはたいてい放送が終了した後である。」「放送後暫くして、何件かまとめて送られてきたこともある。」

「発注時に発注書が送られてきても、契約金額が書かれていないことがほとんどであり、後から、製作会社側から、電話等で確認することが多い。」

## ① 書面の作成、交付、保存義務(続き)

＜参考＞ 契約書面、発注書面の内容について

前頁に掲げている、下請法に基づく、発注書の記載内容のみならず、放送番組制作取引の場合は、その取引契約における書面の内容については、「**放送番組の制作委託に係る契約見本（契約書の必要事項）**」（平成16年3月26日ブロードバンド時代における放送番組制作に関する検討会）に記載されている記載項目にも配慮することが望ましいのではないかと。

項目	内容
契約目的	・番組の制作委託と受託に関する契約書である旨、制作する番組の使用目的とあわせて明記。
番組の概要	・制作する番組の説明。タイトル、放送予定日時、放送予定話数等のほか、主要なスタッフ、キャストなど不可欠の要素を含め番組概要を特定。
著作権	・制作実態に伴って発生する著作権の帰属と、契約による著作権の扱いを取り決める場合はその扱いを明記。 なお、契約における扱いとしては、権利を移転させたり、権利行使の代表者を定めたり、著作権の帰属先とは別に権利行使窓口を設定したりすることがある。これらの場合、公正な協議を行うことが不可欠である。 ・番組制作事業者が著作権が帰属し、放送事業者が放送権の許諾を受ける場合には、放送事業者が独占的に放送できる期間、回数、地域、メディアを取り決めた上で、その結果を明記。 なお、当初取得した放送権の期間、回数、地域を超えて、番組の放送権の再購入を放送事業者が希望したときは、別途対価を支払うことにより当該放送事業者が優先的に取得する旨を記述するのが一般的。
納入物件	・誤認や事故等の生じないよう、物件の納入期日・場所、物件の種類、規格、数量、作業用貸与物の扱いなどを詳細に明記。
対価	・契約履行の対価に関し、委託内容、利用条件等に応じて、その金額、支払日、支払方法などを、適正に取り決めて明記。 なお、対価には契約目的に含まれている番組使用の許諾の対価が含まれる。
改変	・編成上の必要等で放送事業者が番組を改変する必要がある場合があり、放送事業者が必要により番組を改変することへの同意について明記。
二次利用	・著作権共有の場合には、二次利用の円滑な促進等のため、代表行使者の取り決めなど番組の二次利用の許諾窓口の扱い、対象期間、権利処理、利益配分等必要な条件を取り決めた上で、その結果を明記。 ・著作権が番組制作事業者にある場合には、二次利用のそれぞれの形態における許諾窓口を放送事業者、番組制作事業者のいずれが担うこととするのかを取り決めた上で、その結果を明記。また、対象期間、権利処理、費用負担、利益配分等その業務に関わる条件を取り決められる範囲で取り決めた上で、その結果を明記。 ・取り決めた期間後の取扱いなどについては、予め当事者間で十分協議し、その結果を明記。
クレジット表示	・双方の合意に基づき、第三者が理解できるような制作責任等の表示の仕方を明記。
権利処理	・必要な権利処理のうち、放送事業者側の責任で行うものと、受託した番組制作事業者側の責任で行うものとの区分を明記。 ・二次利用の際に必要な権利情報等の資料を作成納入することを明記。
制作基準等制作業務遂行の取決め、審査	・放送事業者と番組制作事業者が著作権を共有する形で制作業務を遂行する場合は、制作過程での業務遂行方針、委託側と受託側の内容管理と制作への関与の位置づけを明記。 ・番組制作事業者が著作権を有する形で制作業務を遂行する場合は、放送番組基準、編集基準等の条件を遵守することとし、放送事業者の審査において不適格となった場合には、その費用負担については当事者間で協議の上で、番組制作事業者が改訂することを明記。
納入・試写	・納入段階での内容チェックと納品手続について明記。
内容の変更	・契約内容の変更が必要となった場合の扱いを明記。
制作の中止	・キャストの病気・事故、番組編成上の事由、天変地異等の不可抗力等の場合は、当初の予定話数に満たないうちに番組制作を中止できるが、制作進行状況等を勘案の上、相互の補償等の措置を協議により決定する旨を明記。
秘密保持条項	・企画、アイデアその他業務遂行過程で知れた内部情報を双方ともに第三者に開示することを禁止する旨を明記。
契約譲渡の制限	・契約当事者の一方は、事前に書面による他方当事者の承諾がない限り契約による権利義務の全部若しくは一部を他の者に譲渡、継承させてはならない旨を明記。
契約解除条項	・契約当事者の一方が契約違反したときは、他方当事者は相当の期間において催告したのち本契約を解除することができる旨を明記。
別途協議条項	・本契約に定めなき事項又は条項の解釈に疑義がある場合は、誠意をもって協議し円満に解決する旨を明記。

## ② 支払遅延

<事例>

- ① a制作会社とb放送局が番組製作委託契約を結び、制作会社が完パケ番組について納入を行ったが、通常支払については、「放送日起算」とされるため、当該番組の放送後、制作会社より放送局に対して請求書を送付することとしている。通常早ければその月内に支払われるが、完パケ番組の納入日と放送日が1ヶ月程度開くことがあり、その場合は、支払いが納入日から60日を過ぎて支払われる場合が時々ある。
- ② c制作会社とd放送局が、番組製作委託契約を結んでおり、上記①の場合と同様、支払いは「放送日起算」とされ、当該番組の放送後、制作会社から請求書を送付するが、完パケ番組の納入日と放送日が1ヶ月以上開く場合には、放送日前に制作会社から請求書を出し、「納入日起算」で60日を超えない範囲で製作費の支払いが行われている。

### 1 関連する条文

・「下請代金支払遅延等防止法」第4条第1項第2号(下請代金の支払遅延)

### 2 解説

上記規定については、以下のように解されている。(出典:『下請取引適正化推進講習会テキスト』(H19公正取引委員会・中小企業庁))

→ ・下請法第4条第1項第2号の「下請代金の支払遅延」では、親事業者が物品等を受領した日(役務提供委託の場合は、役務が提供された日)から起算して60日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わない場合が禁止されている。

・「想定される違反事例行為」として、「①放送日を支払起算日とすることによる支払遅延」が挙げられており、「親事業者が、放送番組の制作を下請事業者に委託し、放送日を起算日とする支払制度を採っているところ、放送が当初の予定日より遅れるなどして受領日と放送日の間隔が開くことにより、納入後60日を超えて支払いが行われる場合」が違反するおそれがあるものとされている。

上記の解釈に鑑みれば、次のように考えられる。

- ・①の事例では、放送日を起算とする支払制度をとっており、かつ放送が予定日より遅れ、納入された日と放送日の間隔が開くことにより、納入後60日を超えて支払いが行われており、下請法違反に該当するおそれがあると考えられる。
- ・一方、②の事例については、通常、放送日を支払起算日としているが、納入日と放送日の間が開くことにより、支払日が納入日起算で60日を超えるおそれがある場合については、運用により、制作会社から放送局に放送日前に請求書が送付され、放送日前に、支払いが行われていることから、下請法を遵守するための運用が行われている事例であると考えられる。

### ③ 下請代金の減額

#### <事例>

① a制作会社とb放送局が番組製作委託契約を結ぶ際、b放送局から「〇〇万円」で口頭発注(書面なし)をされていた。それを受けa制作会社は番組の企画、制作編集作業に入っていた。しかし、完全パッケージ番組の納入前に、b放送局側の方針変更を理由に、番組製作費について口頭で伝達されていた発注金額から、数分の1に減額された。

#### 1 関連する条文

・下請代金支払遅延等防止法第4条第1項第3号「下請代金の減額」

#### 2 解説

上記規定については、以下のように解されている。(出典:『下請取引適正化推進講習会テキスト』(H19公正取引委員会・中小企業庁))

- ・ 下請法第4条第1項第3号の「下請代金の減額」では、親事業者は発注時に決定した下請代金を「下請事業者の責に帰すべき理由」がないにもかかわらず発注後に減額すると本法違反となるとされている。
- ・ 「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして、下請代金の額を減じることができるのは、具体的には、次の場合に限定される。
  - (ア) 下請事業者の責任に帰すべき理由(瑕疵の存在, 納期遅れ等。)があるとして、受領拒否, 返品した場合に、その給付に係る下請代金の額を減じるとき。
  - (イ) 下請事業者の責任に帰すべき理由があるとして、受領拒否, 返品できるのに、そうしないで、親事業者自ら手直しをした場合に、手直しに要した費用を減じるとき。
  - (ウ) 瑕疵等の存在又は納期遅れによる商品価値の低下が明らかな場合に、客観的に相当と認められる額を減じるとき。

上記の解釈に鑑みれば、本事例は以下のように解される

- ・ 上記の「下請事業者の責に帰すべき理由」がないこと
  - ・ 代金減額の理由が、放送局側の方針変更という一方的な事情によるものであること
  - ・ それにもかかわらず、代金が数分の1という著しく減額された結果となっていること
- 以上のことから、下請法違反となる可能性があるとして解される。

## ④ 買ったとき(番組単価の引下げ)

### <事例>

a制作会社とb放送局は番組の従来より、制作委託取引を行っている。b放送局からデジタル化投資や広告費の減少のため、経費節減が必要となっていると説明が行われている。

①a制作会社は毎年レギュラー番組で、週1回5分番組(完パケ納入)を〇〇万円/月で請け負っていたが、契約改変期に、b放送局から、制作費について次回から△△万円/月に下げると言われた。a制作会社から制作費について意見を言うと、b放送局側から「それなら、いくらでも安く作ってくれるところがある」と言われたため、結局その金額で引き受け、赤字覚悟で番組制作を行った。

②単発番組(例:旅番組、取材期間〇日間、スタッフ〇名程度)について、数年前には制作費が1本90分番組で〇〇万円だったが、現在は同じような旅番組で取材期間・スタッフ等が同じだけ必要で、経費が変わらない場合の番組制作でも、制作費が1本△△万円に大幅に減額された。製作費の減少については放送局側から一方的に通知されているだけである。

### 1 関連する条文

・下請代金支払遅延等防止法第4条第1項第5号「買ったときの禁止」

### 2 解説

上記規定については、以下のように解されている。(出典:『下請取引適正化推進講習会テキスト』(H19公正取引委員会・中小企業庁))

・下請法第4条第1項第5号の「買ったときの禁止」では、親事業者が発注に際して下請代金の額を決定するときに、発注した内容と同種又は類似の給付の内容に対して通常支払われるべき対価に比べて著しく低い額を不当に定めることが禁止されている。

・「通常支払われる対価」とは、「同種又は類似の給付の内容について実際に行われている取引の価格(市価)又は、市価の把握が困難な場合は、それと同種又は類似の給付の内容の従来からの取引価格をいう」とされている。

・「買ったとき」に該当するか否かは、以下のような要素を勘案して総合的に判断されるとされている。

(ア) 下請代金の額の決定に当たり、下請事業者と十分な協議が行われたかどうかなど対価の決定方法。

(イ) 差別的であるかどうかなど対価の決定内容。

(ウ) 「通常支払われる対価」と当該給付に支払われる対価との乖離状況。

(エ) 当該給付に必要な原材料等の価格動向。

・「買ったとき」に該当するおそれがあるものとして「(ウ)一律に一定比率で単価を引き下げて下請代金の額を定めること」があげられている。

上記の解釈に鑑みると、本事例の場合、

・下請代金額決定にあたっては、局から一方的に通知され、また異議を唱えた場合に、取引を打ち切られるおそれがあるような反応をされており、十分な協議が行われたとは言えないこと

・①及び②の事例の場合、どちらも、類似の番組について、過去の製作費から、現在の価格が下がっており、レギュラー番組については一律一定比率で下げられていること。

・それらは局側の事情により一方的に通知されているものであること。

以上から、本事例については、下請法の買ったときに該当するおそれがあると考えられる。

## ⑤ 不利益な取引条件の設定・変更(買ったとき、不当な経済上の利益の提供要請)

### <事例>

a制作会社がb放送局と1時間ドラマの製作委託契約を結んだ場合、a制作会社は、企画、撮影、製作、編集まで自社で行い完パケの形でb放送局に納入した。この場合、

- ①当該契約の契約書には「著作権については放送局に帰属する」と記載されており、この契約書は、放送局から特段の協議なく提示されているものである。製作委託契約の対価については、制作会社側の見積をもとに、放送局にて見積を削った形で製作費を決定した額であり、契約書上も「当該委託業務の対価として支払う」とされており、著作権の譲渡に対する価格は明記されていない。
- ② ①と逆に、契約書上は、特記事項として「制作費の中に著作権料も含む。」と記載されている。しかし著作権に対する対価の協議はなく、放送権の購入の対価分のみの支払となっている。
- ③完パケを製作するにあたり、撮影の過程で発生した「素材」についても、契約書上、全て放送局に納入し、納入されたものに関する著作権、著作隣接権、所有権の一切は放送局に帰属するとされている。また、その対価に関する協議はない。

### 1 関連する条文

○独占禁止法・第19条「不公正な取引方法」

- ・昭和57年公正取引委員会告示「不公正な取引方法」14項 優越的地位の濫用 第3号相手方に不利益となるように取引条件を設定し、又は変更すること
- ・「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」(平成10年公正取引委員会)のうち、「情報成果物に係る権利等の一方的取扱い」又は「著しく低い対価での取引の要請」

○下請代金支払遅延等防止法第4条第1項第5号「買ったときの禁止」又は「不当な経済上の利益の提供要請」

### 2 解説

#### (1)著作権の所在について

著作権法上、本事例の場合、番組製作事業者が著作権を持つと解される。

(理由)

- ・第2条第3項で「この法律にいう「映画の著作物」には、映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物を含むものとする。」とされていること。
- ・第29条第1項で「映画の著作物」の著作権を持つ者は映画製作者とされ、第2条第1項10号で「映画製作者 映画の著作物の製作に発意と責任を有する者をいう。」とされている。
- ・「発意と責任」の解釈については、「『責任』の裏づけを持った『発意』が必要。」、「委託を受けて製作を発意し、自己の経済的負担において製作を行っている者が映画製作者である」とされている。(「著作権法逐条講義」(加戸守行著)参照)

→よって、番組製作会社が、企画、製作全てを行い、全体の費用や個々に係る経費について実質的に決定している場合は、「製作に発意と責任を有する者」として、当該「映画の著作物」の著作権者であると考えられる。

- ・本事例でも、完パケ納入であり、企画、製作全てを行い、全体の費用について実質的に決定しているのは制作会社側となることから、発意と責任が制作会社側にあると考えられ、「著作権」は制作会社側にあると考えられる。

## ⑤ 不利益な取引条件の設定・変更(買ったとき、不当な経済上の利益の提供要請)(続き)

### 2 解説(続き)

#### (2) 独占禁止法について

前頁①から③の事例については、独占禁止法優越的地位の濫用の第3号「三 相手方に不利益となるように取引条件を設定し、又は変更すること」に該当するおそれがあると考えられる。本号に該当する行為として「買ったとき」が挙げられる。

##### i) ①について

独禁法の解釈として、以下のように解されている(出典:「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」(H10公取))

・「7 情報成果物に係る権利等の一方的な取扱い」において「取引上優越した地位にある委託者が受託者に対し、当該成果物が自己との委託取引の過程で得られたこと又は自己の費用負担により作成されたことを理由として、一方的に、これらの受託者の権利を自己に譲渡(許諾を含む)させたり(略)する場合などには、不当に不利益を受託者に与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題を生じやすい」とされている。

上記に鑑みると、本事例の場合以下のように考えられる。

- ・著作権に関する特段の協議は行っていないこと。
  - ・対価には番組制作の費用しか含まれておらず、著作権の譲渡に対する対価までは含まれていないこと
  - ・委託者側である放送局は自己の費用負担(番組製作費)により作成されたことを理由に一方的に著作権を譲渡させていると考えられること
- 以上のことから、局の行為について優越的地位の濫用にあたる可能性があると考えられる。

##### ii) ②について

②の場合は、①と異なり、契約書上、特記事項として「制作費の中に著作権料も含む。」と記載されている。しかし実際は、制作会社と放送局間において著作権の扱い及びその対価について協議は全くされていない。

上記指針上も次のように解釈されている。

・「番組に係る権利の譲渡又は二次利用の制限に対する対価を別途支払ったり、当該対価を含む形で価格に係る交渉を行っている」と認められるときは、優越的地位の濫用の問題とはならない」

・「ただし、番組に係る権利の譲渡等に対する対価が不当に低い場合や番組にかかる権利の譲渡等を事実上強制する場合など、受託者に対して不当に不利益を与える場合には、優越的地位の濫用として問題になる」

上記に鑑みると、本事例のように、契約書上に「著作権料」が明記されている場合であっても、番組に係る権利の譲渡等を事実上強制する場合にあたると考えられ、局の行為について優越的地位の濫用にあたる可能性があると考えられる。

## ⑤ 不利益な取引条件の設定・変更(買ったとき、不当な経済上の利益の提供要請)(続き)

### 2 解説(続き)

#### (2) 独占禁止法について(続き)

##### ii) ③について

③の場合は、撮影の過程で発生した「素材」についても、一方的に放送局に帰属されることとなっている。

上記指針では、以下のように解されている。

・「取引上優越した地位にある委託者が受託者に対し、当該成果物が自己との委託取引の過程で得られたこと又は自己の費用負担により作成されたことを理由として、一方的に、これらの受託者の権利を自己に譲渡(許諾を含む)させたり(略)する場合などには、不当に不利益を受託者に与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題を生じやすい」とされている。

・「独占禁止法上問題となる場合」として、「ウ 受託者が情報成果物を作成する過程で発生した取引対象外の成果物等の権利の譲渡及び二次利用の制限等 受託者が取引対象である情報成果物を作成する過程で生じた当該成果物以外の成果物等について、受託者に権利が発生する場合において、委託者が上記ア(権利の譲渡)又はイ(二次利用の制限等)と同様の行為を行う場合」とされている。

上記に鑑みると、本事例は以下のように解される。

・「取引対象の情報成果物」とは「完パケ納入した完成した番組」であると考えられ「素材」についてはその成果物を作成する過程で生じたものであると考えられること

・「素材」に関する特段の協議は行われずに、契約書でその譲渡を決められていること

以上のことから、局の行為について優越的地位の濫用にあたる可能性があると考えられる。

#### (3) 下請法について

##### <買ったとき>の場合

##### i) ①及び③について

下請法の「買ったとき」について以下のように解釈されている(出典:『下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準』(H15公正取引委員会通達))

・「5 買ったとき 情報成果物作成委託、役務提供委託において想定される違反行為事例」として「5-10 制作を委託した放送番組について、下請事業者が有する著作権を親事業者に帰属させることとしたが、その代金は下請代金に含まれているとして、下請事業者と著作権の対価に係る十分な協議を行わず、通常対価を大幅に下回る下請代金の額を定める場合」とされている。

上記を鑑みると、本事例については以下のように解される。

・ 契約書上、制作費は「制作委託業務の対価として支払う」とされており著作権に関する対価についての記載がないこと

・ 著作権の譲渡に対する代金は下請代金に含まれているとして協議も行われていないこと

以上から、下請法「買ったときの禁止」の項目に違反する可能性があると考えられる。



## ⑤ 不利益な取引条件の設定・変更(買ったとき、不当な経済上の利益の提供要請)(続き)

### 2 解説(続き)

#### ii)②について

②についても①及び③の場合と同様、著作権の対価に係る十分な協議が行われておらず、著作権が含まれる対価より大幅に下回る下請代金の額を決められている。

- ・ ②の場合は契約書上「著作権料を含む」と明記してあるが、『下請取引適正化推進講習会テキスト(H19公正取引委員会・中小企業庁)』によると、「下請事業者の給付の内容に下請事業者が発生した知的財産権を含むこととし、3条書面に明確に記載した場合においても、当該知的財産権の対価について、下請け事業者と協議することなく、一方的に通常支払われる対価より低い額を定めることは買ったときとして問題になる場合がある」と記載されている。
- ・ 今回の場合は、著作権の対価について特段の協議をすることなく、金額を決められていることから、買ったときに該当する可能性がある。

#### <不当な経済上の利益の提供要請の場合>

下請法第4条第2項第3号では、「親事業者が、下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害する」ことは、「不当な経済上の利益の提供要請」に該当するとされている。

上記規定については以下のように解されている。(出典:『下請取引適正化推進講習会テキスト』(H19公正取引委員会・中小企業庁))

- ・ 「●知的財産権の譲渡における本法第4条第1項第5号(買ったときの禁止)の規定との関係

情報成果物等の作成に関し、下請事業者の知的財産権が発生する場合があるが、下請事業者の給付の内容に知的財産権を含まない場合において、下請事業者が発生した知的財産権を、作成の目的たる使用の範囲を超えて親事業者に無償で譲渡・許諾させることは、不当な経済上の利益の提供要請に該当する。

なお、下請事業者の給付の内容に下請事業者が発生した知的財産権を含むこととし、3条書面に明確に記載した場合においても、当該知的財産権の対価について、下請事業者と協議することなく、一方的に通常支払われる対価より低い額を定めることは買ったときとして問題となるおそれがある」

- ・ 上記に鑑みると、例えば、契約書には「著作権の譲渡」について明記されていないが、実態として「著作権」が放送局に帰属することが強制されているような場合は、契約対象である情報成果物等の作成の目的たる使用の範囲を超えて、放送局に無償で譲渡・許諾させることになり、不当な経済上の利益の提供要請に該当する可能性がある。